



むしろ虐待をひろげかねない？

虐待禁止条例改正案の撤回を求める署名

「9歳以下の子どもだけで公園で遊ぶのは禁止」「3年生以下の集団登下校も見守りなしでは禁止」「9歳以下の子どもを自宅においてゴミ出しも距離によっては禁止」・・・

埼玉県議会自民党から10月4日に提出され、6日に福祉保健医療委員会で自民党と公明党により可決された、虐待禁止条例改正案は、子どもの養護者の状況をいっさい考慮せず、放置全般を禁止するものです。禁止の行為があまりに広すぎて、法学者からも憲法に抵触しかねないと批判されています。

罰則はありませんが、県民に通報の義務を課していることから、養護者が常に監視されかねません。養護者が言われのない中傷にさらされる危険、警察や児童相談所が通報の激増で混乱する・・・これらが予想されます。

施行日の4月1日まで、あと半年。県や市町村が、待機児童解消など放置をなくす施策を間に合わすことは不可能です。これでは、一方的に養護者のみの禁止行為が重すぎて、バランスに欠けます。

ネグレクトによる虐待の防止は大切です。しかし、必要なのは養護者を禁止事項で縛ることはありません。子どもと養護者を社会全体で応援し、温かい地域コミュニティをつくることこそが虐待防止の早道です。条例案は、養護者を追い詰め、近隣に疑心暗鬼をうみ、むしろ虐待を助長しかねません。

そこで、埼玉県議会自民党におかれましては、虐待禁止条例改正案を撤回するよう求めます。

虐待禁止条例改正案撤回を求める埼玉県民の会

お名前	住所

<連絡先> 新日本婦人の会埼玉県本部 さいたま市浦和区高砂2丁目3-10 048-829-2307
埼玉県労働組合連合会 さいたま市浦和区高砂3-10-11 第一木村ビル2階 048-838-0771